

当院の摂食嚥下外来における地域連携

都立多摩南部地域病院
リハビリテーション科
言語聴覚士 吉澤恭代、植村聡子
管理栄養士 山本淳子、医師 重松恭祐

【はじめに】

当院は地域医療支援病院として承認を受け、積極的に地域医療連携を図りながら、住民に適切な医療を提供することを使命としている。その役割を担うため、2018年11月から試験的に専門外来として摂食嚥下外来を開設し、2019年から本格稼働している。摂食嚥下外来は、連携医療機関からの完全紹介予約制の外来であり、嚥下・栄養評価に基づきアドバイスを行っている。今回は摂食嚥下外来を通じた地域連携について報告する。

【摂食嚥下外来について】

摂食嚥下外来は毎週月曜午後に実施している。種類を問わず、車いすに2時間程度乗車可能な方を対象とし、摂食状況の聴取のほか、食事介助方法、機能訓練、調理の工夫等のアドバイスを行うため、必ず主介護者または施設職員の同伴を依頼している。

受診の流れは、まず、かかりつけ医が予約をとり、当院ホームページより「摂食嚥下外来情報記入用紙」をダウンロードし情報記入の上、受診前週の木曜日までに当院宛にFAXする。当院言語聴覚士は、その情報をもとに、嚥下造影検査の検査食を検討・決定する。

受診当日、医師による診察、言語聴覚士による口腔内環境確認やADL状況等の身体機能の確認も含めた摂食嚥下機能評価、

管理栄養士による栄養評価を行った上で、個別に準備された検査食を用いて嚥下造影検査を実施する。各種の評価結果をもとに関係職種でカンファレンスを行い、同日に患者や同伴者に結果説明や指導助言を実施する。なお、嚥下造影検査は状況に応じて同伴者の同席を許可しており、その場で同伴した医療介護関係者とのカンファレンス、適切な摂取方法や食事形態などを指導助言することもある。紹介元へは、後日、報告書を作成し返送している。嚥下造影検査報告書とDVDの他、嚥下訓練の提案や食事環境設定、安全な食事介助方法、摂取上の注意点など生活機能向上に向けた指導、食事形態や食具の工夫、補助食品の提案や必要エネルギー量の指導提案など、症例によって個別検討した指導助言内容に書面にて報告し、受診終了となる。

摂食嚥下外来では通院での嚥下リハビリの対応は行なっていない。外来での評価指導助言を参考に、在宅での安全な食事やリハビリを、家族や介護サービス担当者で支えていただくことを目的としている。

【実施状況】

摂食嚥下外来の利用件数は2018年1件、2019年13件、2020年5件、2021年10件、2022年8件、2023年15件、2024年11月まで8件で合計60件の利用だった。

紹介元は、かかりつけ医や、施設の担当医のほか、歯科検診からの紹介や、他院入院中の患者や院内の紹介もあった。嚥下造影検査には状況に応じて、食事介助している家族、施設の看護師、ケアマネ、担当の訪問 ST や施設 ST、在宅で食事を担当しているヘルパーも検査に同席することがあった。患者の帰結として、報告書を返送して終了になるケースは主であるが、そのほか、重度の骨棘や、食道がん、パーキンソン病所見から他院・他科へ紹介する場合や、そのまま当院に入院のなるケース、また摂食嚥下外来を複数回利用することで、経管栄養から常食へ移行できたケースなど様々であった。発表当日に症例を紹介しながら詳細に報告する。

【まとめ】

当院の摂食嚥下外来は、在宅生活を支援する地域医療・介護施設、歯科診療施設と連携し、より安全で健康的な食生活の実現を目指している。特に摂食嚥下にかかわるすべての在宅医療・介護関係者は、嚥下造影検査でしか確認のできない嚥下運動を、他の所見から推測し評価や食事介助に当たっており、日々の支援や訓練に疑問や不安を抱えることも多い。当院の摂食嚥下外来をスポット的に利用することで、「食べられない」「飲み込みにくい」という訴えに潜んだ問題の明確化と対策を講じ、地域で安心安全に暮らしていただけるための一助になればと考える。また現状では摂食嚥下外来受診後に経口摂取が無事継続できているかどうか、栄養面の改善が図れたかどうか、助言が介護サービス内容に釣り合っていたかどうか等の状況把握を行っていない。今後は、その後の状態を追跡し、地域のニーズに適合しているか、一方的なサービスになっていないか等フィードバックを受けて、更により地域医療連携を行っていききたい。